

## 茅ヶ崎市特定建設工事共同企業体取扱基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、茅ヶ崎市が発注する公共工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。）で、技術力の結集を必要とする大型工事又は特殊工事を対象とする工事について、市内建設業者の技術力の取得、施工能力の増進及び受注機会の確保並びに建設工事の確実で円滑な施工を図ることを目的として結成される特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の構成要件及び結成方法等の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 特定共同企業体により施工する工事は、原則としてその設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。以下同じ。）が次の各号に掲げる規模の工事とする。ただし、工事の規模が次の各号に該当する場合であっても、単独企業による施工が十分確保できると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 建築工事一式については、7億円以上のもの
- (2) 土木工事一式については、5億円以上のもの
- (3) その他の工事については、3億円以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が工事の内容により特に必要と認めた場合は、前項各号の金額に満たないものについて、特定共同企業体で行うことができるものとする。

### (構成要件)

第3条 特定共同企業体を構成するにあたっての要件は、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、発注工事ごとに必要となる要件については、その都度定めるものとする。

- (1) 特定共同企業体を構成する建設業者（以下「構成員」という。）は、当該年度の本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、本市の指名停止期間中でない者とする。
- (2) 当該工事と同種の工事の施工実績を有するものであること。
- (3) 構成員の組合せは、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有する者とし、営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ

円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、この限りでない。

(4) 構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。

(5) 結成方法は、自主結成とする。

(構成員の数)

第4条 構成員の数は、次の各号に定めるところにより、工事の種類、規模等を勘案して市長が定めるものとする。

(1) 原則として2者又は3者とする。

(2) 市内に本社又は本店を有する者を1者以上とする。

(出資比率)

第5条 出資比率の最小限度基準は、次の各号に定めるところによる。

(1) 共同施工方式の場合

ア 構成員数が2者の場合は、30パーセント以上とする。

イ 構成員数が3者の場合は、20パーセント以上とする。

(2) 分担施工方式の場合

構成員において決定したものとする。ただし、市長が工事の種類、規模等を勘案して別に定めた場合にはその定めによるものとする。

(代表者の選定方法とその出資比率)

第6条 特定共同企業体の代表者は、次の各号に定めるところによる。

(1) 共同施工方式の場合にあっては、同一の等級の者の間では、より大きな施工能力を有する者、等級の異なる者の間では、上位の等級の者であるものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(2) 分担施工方式の場合の場合にあっては、構成員において決定したものとする。ただし、市長が工事の種類、規模等を勘案して別に定めた場合にはその定めによるものとする。

(公告)

第7条 市長は、特定共同企業体により制限付き一般競争入札を行うときは、茅ヶ崎市契約規則（昭和47年規則第15号）第3条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 特定共同企業体により競争入札を行う工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 工種
- (5) 竣工期限
- (6) 入札参加資格
- (7) 特定共同企業体の構成員資格要件
- (8) 申請書類の受付期間及び受付場所
- (9) 入札参加資格の確認手続の方法
- (10) 入札の日時、場所、方法等
- (11) その他市長が必要と認める事項  
(登録方法)

第8条 特定共同企業体を結成して制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書（以下「入札参加資格確認申請書」という。）を市長に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

2 入札参加資格確認申請書には次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体結成届
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書
- (3) 構成員別競争入札参加資格認定時の経営事項審査結果通知書の写し
- (4) 構成員別最新の経営事項審査結果通知書の写し
- (5) 構成員別同種工事の施工実績調書
- (6) 構成員別配置予定技術者調書
- (7) 委任状
- (8) その他市長が必要と認めた事項

3 指定期日までに前項の書類が提出されないときは、当該工事に係る特定共同企業体の構成員となることを辞退したものとみなす。

(存続期間)

第9条 工事請負契約を締結した特定共同企業体の存続期間は、工事目的物の引渡し後24月を経過した日までとする。

2 工事請負契約を締結した者以外の特定共同企業体の存続期間は、当該工事に係る契約が締結された日までとする。

(入札及び契約の締結)

第10条 特定共同企業体の入札及び契約の締結は、特定共同企業体の代表者がこれを行うものとする。

(工事の施工)

第11条 工事の施工は、共同施工方式とする。ただし、複数の工種にまたがる特殊な工事の場合にあつては分担施工方式とすることができる。

2 各構成員は工事請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(契約不適合責任)

第12条 特定共同企業体が施工した工事の契約不適合責任は、各構成員が連帯して行うものとし、特定共同企業体が解散した後に発見された契約不適合についても同様とする。

(構成員の脱退及び除名)

第13条 特定共同企業体の構成員の脱退は、次の各号に定めるところによる。

(1) 共同施工方式にあつては、破産又は解散をした場合を除き、第9条第1項又は第2項に定める存続期間中（以下「存続期間中」という。）は、市長及び他の構成員全員の承認を得なければ脱退することができない。

(2) 分担施工方式の場合にあつては、破産又は解散した場合を除き、存続期間中は脱退することができない。

2 特定共同企業体は、構成員に重大な義務の不履行その他除名しうる相当な理由が生じたため、構成員を除名しようとするときは、市長の承認を得なければならない。

(残存工事に対する処置)

第14条 工事請負契約締結後、特定共同企業体の構成員に脱退する者又は除名された者があるときは、残存する構成員が、当該工事を完成するものとする。ただし、残存する構成員のみでは適正な施工が困難なときは、市長及び残存する構成員全員の承認により新たな建設業者を加入させることができる。

(経理)

第15条 特定共同企業体の経理は、各構成員と特定共同企業体とを明確に区分し、特定共同企業体代表者名義の預金口座を開設しなければならない。

(その他)

第16条 この基準に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。